

生駒市規則第 2 4 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則の一部を改正する規則

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則（平成 8 年 6 月生駒市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号を削る。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。